

## 認証保育所・認可外保育施設専用相談窓口について

都は、認証保育所、認可外保育施設（中核市・児童相談所設置区を除く）の保育内容に関する専用相談窓口を設置し、保護者や保育従事者等からの相談を受け付けています。

### 1 対象者

都内認証保育所・認可外保育施設の利用児童の保護者及び保育従事者 など

### 2 相談内容

都内認証保育所・認可外保育施設における虐待が疑われる事例について相談をお受けします。お受けした相談は、保育サービスの向上につなげてまいります。

### 3 専用相談窓口

電話 03-6810-1601

（平日：正午から午後9時まで、土日祝日：午前9時から午後5時まで（年末年始を含む））

※本相談事業は、都がダイヤル・サービス株式会社に委託して実施します。